

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十二番遠藤隼人君。

〔二十二番 遠藤隼人君登壇〕

○二十二番（遠藤隼人君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、質問をさせていただきます。二十二番自由民主党・県民会議の遠藤隼人でございます。よろしくお願いいたします。

今年三月、大阪府河内警察署の若江交番において、小刀を持った少年が警察官を襲おうとした事件がありました。概要は、「落とし物の財布を拾いました。」と当時十八歳で高校生だった少年が財布を持ち交番を訪れ、対応した警部補が財布の中身を確認しだしたところ、少年が突然立ち上がり手には刃渡り十三センチの小刀。警部補はとっさに少年の手をはじき、すぐに拳銃を構え刃物を下ろすよう警告し、従った少年を取り押さえ逮捕。二人にけがはなかった。このニュースを目にしたとき、私がすぐに思い出したのは、二〇一八年九月十九日、我が県の東仙台交番において起こった凄惨な事件でありました。その際、将来を有望視された警察官が殉職され犯人も死亡した事件であります。事件直後の一般質問において、交番内のカウンターや仕切りの整備、防犯カメラ設置、襲撃を仮定したソフト面の強化、教育等を質問させていただき、早急に整備するという答弁をいただきました。今回の若江交番襲撃に関しても、二〇一九年六月十六日、吹田警察署千里山交番前で巡査が胸などを包丁で刺され、実弾五発の入った拳銃を奪われた事件を教訓に体制を強化してのが功を奏したとのことであります。

我が県においても交番勤務の体制強化、配置見直し、内部カメラ設置、防じんベスト、拳銃ホルダーの見直し、教育強化等々、この凄惨な事件を受け多くの改良、努力がなされてきたことは、これまで一般質問や予算総括質疑において答弁があり評価するものですが、二度とかけがえのない我が県の警察官の殉職者を生まないために、対策として、もうこれでよいということはありません。我が県において、あの事件後の警察官自身の安全の確保、再発防止のためにどのようなことを行ってきたのか、また、大阪府警においては交番内部のみならず周囲にも防犯カメラを設置していたということですが、我が県においてはどのような現状であるのか、伺います。

連日、テレビや新聞で報道されております、あおり運転に代表されるような危険運

転行為に関しては、私自身も第三百七十回議会において取り上げさせていただきました。二〇二〇年六月三十日の改正道路交通法において妨害運転罪が創設されたことにより、明確に取締り対象となり罰則も強化されたところでもあります。法改正自体も二〇一七年に東名高速道路において、あおり運転で被害車両を高速道路で停車させ四名の死傷者を出した事件を契機としたものであり、我が県においても今月の八日に多賀城市の無職男性をあおり運転の罪で逮捕しました。仙台東部道路上り線、仙台東―名取間において、乗用車との距離を詰めクラクションを鳴らしジグザグ運転を繰り返したということであります。このような運転を繰り返す人間は、遅かれ早かれ、いずれは被害者を出すような交通事故を起こす可能性が高く、そのような事故から県民を未然に守るといふ観点からも取締りは非常に重要であると考えます。

凄惨な事件を契機として、このあおり運転が厳罰化されてから宮城県警察としてはどのように対応を進めてきたのか、また、この法改正後、こういった運転、迷惑行為自体は我が県においてどのような推移をたどっているのか、そのことをどのような活動の成果であると捉えているのか、通報件数等も分かれば併せてお伺いいたします。

次に、我が県において事件が起こった際の警察と教育庁の連携に関してお伺いします。

今年五月二十九日にベトナム人男性が泉区南光台のアパートの一室において、知人の同じくベトナム人の男性を包丁で切りつけるという事件がありました。その後、現場より逃走。三十日には徹底的な捜査のかがあり逮捕されました。

こういった事件があった際には、当然、教育現場においても集団登校であったり、そういったことを検討すると思いますが、有事の際の連絡・連携に関してはどのような体制であるのか、県警本部長及び教育長にお伺いします。

次に、サイバー犯罪に関して伺います。

二〇二〇年全国の警察が摘発したサイバー犯罪は、九千八百七十五件で過去最多となっております。そのうち、コロナウイルス感染拡大に便乗するような手口が八百八十七件、日々手口は巧妙化しています。このうち、マスク需要が逼迫をしていた上半期にはマスクを売ると言って実際には送らない手口が最も多く四百四十六件、給付金を送金する趣旨のメール百三十五件、二回目の特別定額給付金を支給するとうそを言い、クレ

ジットカード等の個人情報不正に取得した事例が約百三件。コロナ禍につけ込んだ卑劣な手口が目立ちました。

また、サイバー犯罪で最もその脅威を増しているのがランサムウェアであります。このランサムウェアによるサイバー攻撃は、昨年二十三件の相談があり、このうち、九件はデータを盗み暗号化した上で、復元に金銭を要求し、応じなければデータを公表すると脅す二重脅迫でありました。大手の被害者ではゲーム会社の株式会社カプコンが攻撃を受け、社員の個人情報約三十九万件流出するという被害が出ております。企業は信用に関わるため当然公表をしながら、これらの表に出ている被害は氷山の一角ではないかとも言われています。

サイバーセキュリティ政策会議によれば、コロナ禍による生活様式の変化、つまりこのコロナ禍によるテレワークの普及を背景に家庭内の端末が感染源となり、企業ネットワークにサイバー攻撃が及ぶなどの被害が深刻化しているという分析は、大変ショッキングなものであります。

宮城県警察としてどのようにこの素早く常に形を変えていくサイバー犯罪に対応していくのか、伺います。

更に、サイバー犯罪において切り離せないのが、俗にダークウェブと呼ばれるもので、これはディープウェブの一部でヤフーやグーグルなどで検索ができないことはもちろん、専用のソフトでのみアクセスが可能で匿名性保持、そして、追跡回避の技術が使用されているものを指します。もともとアメリカ海軍調査研究所が開発した技術がベースと言われ、二〇〇九年にビットコインの誕生で現金化までが匿名で可能になってしまい犯罪の温床になっていると言われております。もちろん不正なものばかりではありませんが、このディープウェブが圧倒的に全体として多く、表面に見えているネットの世界は約一割程度と言われております。この部分についての認識、対応策、今後の検討があれば伺います。

次に、コロナ禍において増加傾向にある山岳遭難に関して伺います。

昨年、我が県で発生した山岳遭難が二十八件となり、ここ十年で最も多くなりました。遭難者は四十五名、うち七名が死亡、五名重症、四名が軽傷でした。お亡くなりになられた七人のうち三人の死因は、低体温症で山菜採りのため入山したということであ

ります。場所としては、仙台圏の船形連邦で十件、二口山塊で四件となり、新型コロナウイルス感染症の猛威により、密になりにくい山登りに出かける県民が増加していることが原因になっております。山登り自体は大変結構なことです。やはり似つかわしくない軽装での登山が増えていると聞いております。

今年、五月三十一日現在で十四件の山岳遭難が発生しております。これは一月から五月までの過去十年間の発生件数の平均七・五件の約二倍近い数字ということであり、ます。

私の地元の泉ヶ岳においても、昨年、山岳遭難は増えており、泉警察署において遭難事故発生時の捜索、救助訓練を実施したと伺いました。特に、町なかからすぐに来ていただける泉ヶ岳でありますので、近隣から多くの方においでいただくのはマイクロツリーズムとしても大変喜ばしいのですが、反面、特に軽装の方が多くと聞きます。

県民への注意喚起を含め、いざというときの関係各所との連携、十月の登山シーズンに向けての取組等をお伺いいたします。

大綱二点、子供たちの安全について伺います。

昨年四月、福岡県篠栗町において、五歳児を餓死させたとして保護責任者遺棄致死の疑いで母親が逮捕されました。同時に知人女性も逮捕され、いわゆるママ友が母親を洗脳した末の事件と、当時、連日報道を受けました。この知人女性は、母親を言葉巧みにコミュニケーションで孤立するよう仕向け、離婚にまで追い込み実質的に支配をしていたと言われています。一家の食事を管理し一杯のおかゆを分け与えさせながら、母親の受け取る生活保護費、そして児童手当を搾取し自身はパチンコ等遊興にいそしんでいた。なぜ他人がこのように全てを支配することができたのか私には理解できませんが、この餓死した五歳児を救うことができなかったのか、今後、このような特異なケースは多くないかもしれませんが、一度起こってしまった以上、幼い命を救い得るシステムの構築を模索することが政治及び行政の責任であると考えます。行政としては、この被害を受けた子供たち三人が居住していた篠栗町や県の福岡児童相談所等でつくる要保護児童対策地域協議会で支援を決め、五歳児が餓死する直前の昨年三月までに約四十回の家庭訪問や電話等で接触を試みていたということでもあります。児相は、知人女性の存在も認識しており、家庭訪問の際に対応したこの知人女性が、「母親は対人恐怖症なので会えな

い。」とうそをついたときにも善意の第三者であると捉えていた。昨年三月十一日、福岡児童相談所が家庭訪問した際、ドアを開け対応したのは、この一か月後に餓死する五歳児本人でありました。亡くなった際の体重は五歳児平均の半分の十・二キロ。このとき既に痩せていたでしょう。当時の児相は、このとき切迫した危機はなしと判断しました。この特異な事件の対応に当たった職員を責め立てるつもりはありません。しかしながら、関わった人間がもつと主体的に仕事を全うしていれば、救えた命だったのではないかという疑問は残ります。どこでボタンのかけ違いがあつたのか。この事例では一家は生活保護を受給していました。専門家によれば、「児相は子供に注意が行き事件全体は見えづらい。こういった場合、重要になるのは生活保護のケースワーカーである。」と指摘しています。家庭状況を最も知り得る立場であつたが、今回、要保護児童対策地域協議会は、一度しかこのケースワーカーと打合せをしていなかったということであります。

我が県において、このように生活保護受給者と児童相談所が関わる際の連携及びその際の生活保護のケースワーカーとの関わり方に関してお伺いします。

また、生活保護受給の母子家庭においては、子供を保育所に所属させることは基本であると言われ、この事例では母親はこの紹介を断っており、こういった場合にはケースワーカーが生活保護の支援継続を判断できるので、きちんと所属させなかったことも幼い命を守れなかつた一因ではないかと考えます。

我が県において、生活保護受給母子家庭は、乳幼児等に関しきちんと保育所に所属をさせることができているでしょうか、お伺いします。

また、先月下旬に仙台児童相談所で小学校低学年の長女を一時保護されていた二十代の母親が娘を返すように要求し、職員に暴行した事件がありました。一時保護の際は特に子供と親を引き離すため激しいやりとりになることは容易に考えられます。育児放棄をしながら娘を返せとこの母親は迫ったわけであります。

我が県においては、二〇一八年度より児童虐待の防止強化のための情報共有等に関する協定を宮城県警と結ぶとともに、県中央児童相談所に現職警察官を配置し、二〇一九年度には県内三児相に、二〇二〇年度には仙台市の児相にも派遣しております。このことにより運用開始から四年目を迎え、どのような実績や効果があつたと総括している

のか、お伺いします。

我が県においても全国の推移と同じく児童虐待相談件数は増加傾向にあり、平成十九年で千三十一件であったのが令和元年には二千三百四十件となっております。平成三十一年の児童福祉法施行令の改正を受け、平成三十一年から令和三年を比べると児童福祉司を十六人、児童心理司を二名増員したとのこと。児童福祉司の配置基準を四万人に一人から三万人に一人と改正されたことによるものですが、新しく雇用した児童福祉司に対する育成はどのように行っているのでしょうか。

若い職員が増え中堅層が不足をしているとも伺いましたが、どのように教育し人材活用を行っていくのか、お伺いいたします。

政府は、来年にも児童福祉法を改正する方針であり、子供を一時保護や児童養護施設に委託する際には、子供本人の意思を聞くことがこの法律で義務づけられる見通しとなりました。このことは、東京都目黒区、千葉県野田市で起きました女兒が虐待死した事件で、女兒本人の家に帰りたくないという訴えを児相が取り合わなかったことで問題化し、二〇一八年に成立した改正児童福祉法に法施行後二年後をめどに、子供の意見を聞く仕組みをつくるという附則が盛り込まれたことに端を発し、厚生労働省の有識者会議が先月、提言をまとめました。

このように子供の意見表明の仕組みができて児相がその意見を的確に捉え判断に生かせるのかという懸念があるため、今回の提言では意見表明支援員、子供アドボケイトの配置を都道府県の努力義務とするように求めています。我が県も当事者として検討する必要があります。アドボケイトは代弁者と訳されイギリスやカナダにおいて定着している制度であります。大切なのは独立性で行政との利害関係がないということが、まず求められます。それにより独立し子供の権利を守るのです。

例えば、大分県には既に大分大学にアドボケイトの養成と派遣を委託し、研修を受けた大学生や社会人約二十名がこの意見表明支援員を担っているということであります。

子供アドボケイトに関して我が県では現状をどのように捉え、今後どのように育成、運用を検討していくのか、お伺いいたします。

6
また、虐待を行うのは実母が四五・二％、実父が四二・二％、実父以外の父が七％、

実母以外の母が〇・八％、約半分は父親によるものであります。この父親も含め専属の担当者が家族全体をケアするネウボラが、今、注目を集めております。

二〇一六年の母子保健法改正で自治体における子育て世代包括支援センターの設置が努力義務となりました。一般的にこの根拠法においては、母親と子供がケアの対象となるが、そうではなく、担当保健師が産前・産後の父親を含めた家族全体を継続支援していくことにより、信頼関係を築き問題を早期発見するフィンランドの制度であります。例えば、北海道中頓別町では、二〇一九年から担当保健師が妊娠期から父親とも信頼関係を築くネウボラ制度を本格導入し、母親学級を両親学級に名称変更し必ず父親を参加させるようにしているそうです。とても有効であると考えますが大規模自治体では物理的に人員が足りないということも容易に想像が付きまします。

しかしながら、我が県において、この理念を一部取り入れた動きやネウボラ制度の啓発、バックアップは広域行政を預かる県として、ぜひ積極的に行うべきと考えますが、いかがでしょうか。

先月、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律が参議院で可決されました。現行制度では教員は免職となっても三年たてば教員免許を再取得することができるため、同じ人間が学校を変え同じような事件を起こすことがあり、このようなことを防ぐために新法においては再取得を特例であるとし、教育委員会が交付を拒否できるようにしたもので大変意義のあることと考えます。一年以内にこの法律が施行となる際には、運用や規則について国から通達があるものと思いますが、現時点でも当然このような事件はあつてはならず我が県としてどのように対策を講じているのか、伺います。次に、宮城県女性相談センターにおいて、主にはDV被害等の相談事業を行っておりますが、この業務上の一時保護の際には被害女性の約八割が子供を同伴しているという事実があります。令和元年度の一時保護女性は二十三名に対し、同伴する子供は二十五名ということでもあります。毎年、子供の数のほうが多く、つまり同時に子供たちは面前DVの被害者であるとも言えるわけです。子供に対する心理的ケアや保育、学習支援、これも大切な仕事であります。児童相談所との連携が不可欠であるとも考えます。連携の体制について伺います。

章代先生より説明をいただきました。少子高齢化や寿命の伸長、独り親家庭の増加などを背景に台頭してきた社会問題であり、必要性は認識をされながらも具体的な方策はないのが実態であると当時はお伺いしました。

しかし、その後、昨年十二月から今年二月にかけて大規模に厚生労働省、文部科学省により初の実態調査が行われ結果が公表されました。調査によれば、世話をしている家族がいると答えたのは、中学二年生で五・七％、十七人に一人、高校二年生では四・一％で二十四人に一人ということでクラスにおよそ一人か二人はいるということが分かりました。内容は、食事の準備や洗濯、兄弟の保育園への送迎、祖父母の介護、見守り役。世話にかけている時間は、平日一日平均で中学生が四時間、高校生が三・八時間、一日に七時間以上世話に費やしている生徒が一割超であったとのこと。今回のこの調査結果を我が県としてどのように受け止め検証しているのか、教育長にお伺いします。

この調査によれば、このことについて相談したことがないという生徒が中高生ともに六割を超えており、この課題における問題点を表しています。本人の無自覚、家族が家族を支えることはいいことであるという固定概念が問題を表面化させないのであります。

今回の調査では、定時制や通信制の高校に対しても規模は縮小しておりますが調査しています。世話をしている家族がいる生徒の割合は、定時制高校が八・五％、約十二名に一人、通信制高校が一・一％、約九人に一人と全日制高校よりも高くなりました。特に、通信制生徒においては、一日に七時間以上世話に費やしているという回答が二十四・五％で非常に多いことが分かりました。この通信制生徒にやりたくてもできないことを尋ねると、自分の時間が取れない、四〇・八％、友人と遊ぶことができない、三〇・六％と全日制の生徒よりも非常に高く、当時、通っていた学校を辞めたという生徒が一・二・二％、アルバイトや仕事ができないという学生が八・二％。明らかに生活と学業に与える影響はより深刻であると言えます。

このことから、我が県においては、理想としては埼玉県のように早期にしっかりとまず調査を行うということが理想であります。定時制や通信制の学校に通う生徒がより危機的な状態にある割合が高いと今回の調査で分かったわけであり、早急に、まずは、定時制・通信制高校において現状を把握すべきと考えますがいかがでしょうか、

お伺いします。

この調査を受け、まとめられたヤングケアラーの支援に向けた福祉、介護、医療、教育の連携プロジェクトチームの報告に目を通すと、この問題は家庭内のデリケートな問題であり家族にも本人にも自覚がないということから、支援が必要であっても表面化しにくい構造であることが指摘されており早期発見が第一とあります。

更には、学校のヤングケアラーの認知度調査で、言葉を知らないと言葉は聞いたことはあるが具体的には知らないという答えが合わせて約四割で、中高生の八割以上が言葉自体を知らないと回答しており認知度向上の必要性が記載されていました。このため、来年度から三年間を集中取組期間とし、仮称ヤングケアラー認知度向上キャンペーンを実施するということがあります。

我が県においては、この認知度向上についてどのように学校現場、生徒たち本人に進めていくのか、お伺いします。

まずは、この認知度向上を進めることからしか早期発見にはつながらないと考えるものです。

大綱三、ひきこもりについてお伺いします。

内閣府の調査によれば、十五歳から二十九歳までのひきこもり状態にある者が五十四・一万人。これが平成二十七年の調査であります。四十歳から六十四歳までのひきこもり状態にある者が六十一・三万人。これは平成三十年の調査であります。これが推計され実態が分かりました。

更に、八十代の年金で生活する親と五十代の無職の子が同居する、いわゆる八〇五〇世帯と呼ばれている存在が広く認知され社会的関心が高まっています。これまではひきこもりイコール若年層の問題として捉えられており、その支援策としては就学や就労を目標に設定してきたと感じておりましたが、さきに挙げた中高年層のひきこもりの推計値が調査・公表されて、問題の捉え方及び支援の在り方に関して改めて検討を進めるべき時期であると考えます。

更に、今回のコロナ禍により、ひきこもり状態にあるものの家族支援の重要性は日に日に増しております。

社会・援護局地域福祉課長通知において、市区町村及び都道府県に取り組みべき事項を示しております。その中にひきこもり相談窓口の明確化・周知というものがありません。これを受け、全国で見ると、この明確化を既に行ったのは、千七百四十一自治体のうち九百七十四自治体であり五五・九%となっております。

我が県における現状、進捗状況をお伺いします。

平成三十年には、全ての都道府県及び政令指定都市において、ひきこもりに特化した支援センターが設置されており宮城県にもひきこもり地域支援センターがあります。我が県として、こちらで支援を担うひきこもり支援コーディネーターの養成促進と取組の充実は急務であると考えますが、現状と今後の方針をお伺いいたします。

以上、お伺いして、壇上での質問を閉じさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 遠藤隼人議員の一般質問にお答えいたします。

大綱三点ございました。

まず、大綱二点目、子供たちの安全についての御質問にお答えいたします。

初めに、児童相談所と生活保護担当職員の連携についてのお尋ねにお答えいたします。す。

児童相談所において児童虐待等の相談援助対応を行う際には、子供や保護者が抱えている課題や生活状況等を関係機関に確認しながら援助方針を決定しております。

援助方針の決定の際には、保護者が生活保護受給者かどうか確認することとしており、必要に応じて家庭の経済環境が児童の養育に支障を及ぼしていないか、所管する福祉事務所の生活保護担当部門との情報共有に努めております。

複雑化する事案に適切に対応するためには、関係機関との情報共有が重要となることから今後も連携を強めて対応してまいります。

次に、児童相談所と警察との連携についての御質問にお答えいたします。

警察との連携協定の締結や児童相談所への警察官の配置により、相互理解が進み連絡調整が迅速かつ円滑に行えるようになったものと認識しております。

また、威圧的な保護者への直接的な対応を的確に行えるだけではなく警察官としての知識や経験に基づく助言を受けられるようになり、児童相談所職員の事案対応能力の向上にもつながっております。

今後も児童虐待事案等に適切に対応できるよう警察との連携・協力体制を推進してまいります。

次に、児童福祉司の養成についての御質問にお答えいたします。

児童虐待をはじめ子供に関する幅広い相談対応を行っていくため、児童相談所の体制拡充が必要であり国の新しい児童福祉司の配置基準の達成を目指し、この二年間で児童福祉司を十二人採用するなど対策を講じてきております。

着実に増員を図る中で職員個々の資質能力を高めることも重要であることから、新任職員を対象とした法定の児童福祉司任用前講習会を実施するとともに、中堅職員によるスーパーバイズの実施や実事例を通じた対応力の向上を図っております。

また、指導的立場を担う職員の育成を図るため児童福祉司スーパーバイザー義務研修会への積極的な参加を促していくとともに、援助方針会議を通じた組織的な助言・指導など組織マネジメント力の向上を図ることとしております。

次に、ネウボラの普及啓発や後押しについての御質問にお答えいたします。

平成二十八年の母子保健法改正により、いわゆる日本版ネウボラとして、妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談や支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターの設置が市町村の努力義務として規定されました。

現在、県内では三十一市町村に設置されており、不安や悩みを抱える母親への支援体制の整備は着実に進んでいるものと認識しております。

一方、父親の育児参加の促進に伴い出産や子育てに関して悩みを抱える父親への支援も重要となっており、国においては、産前・産後サポート事業に父親の相談支援や父親同士の交流会等を実施する市町村への補助事業を今年度から追加しております。

県といたしましては、市町村の子育て世代包括支援センターを核として産前・産後サポート事業の推進などにより、父親を含めた家族全体の支援が切れ目なく提供されるよう研修や会議を通じて働きかけを行ってまいります。

次に、大綱三点目、ひきこもりについての御質問のうち、市町村の相談窓口の明確

化・周知についてのお尋ねにお答えいたします。

今年三月末時点において、ひきこもり相談窓口の明確化と周知に取り組んでいる市町村は十二市町村であり、今年度、更に十二市町村で明確化及び周知が図られる予定です。

県としては、住民に身近な市町村の相談体制の充実が重要と考えており、先月の市町村福祉担当課長会議でも取り上げたところであります。残りの十一の市町村につきましても早期に取組が実施されるよう支援してまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱二点目、子供たちの安全についての御質問のうち、生活保護を受給している母子世帯における保育所利用に向けた支援についてのお尋ねにお答えいたします。

県が所管する生活保護受給世帯のうち、母子世帯は今年四月現在で百四世帯であり保育所の入所対象年齢の子供は四十九人おりますが、そのうち、保育所に入所しているのは二十七人となっております。

保育所入所対象年齢であるにもかかわらず入所していない子供がいる場合には、その理由を確認し必要に応じて指導助言や情報提供を行うとともに、虐待が疑われるなどの重大なケースについては児童相談所と連携して対応することとしております。

次に、子どもアドボケイトについての御質問にお答えいたします。

子供の意見表明を支援する仕組みである子どもアドボカシーの認知度は、いまだ十分ではなく認知度向上とともに子供の意見表明を支援する子どもアドボケイト——意見表明支援員を確保し育成することが課題となっております。

県では、昨年度から児童相談所の一時保護所においてモデル的に子どもアドボカシーの取組を実施しているほか、今年度から子どもアドボケイト養成講座を開催し普及啓発とともに子どもアドボケイトの育成にも着手しております。

これらの取組を踏まえ、今後は児童養護施設等においても子どもアドボカシーの取組が実施できるように体制整備の推進を検討してまいります。

次に、女性相談センターと児童相談所との連携体制についての御質問にお答えいたします。

女性相談センターにおいて一時保護したDV被害者の多くは子供を同伴しており、子供に対して最善の対応を行う観点から児童相談所との連携は大変重要なものと認識しております。

このため、女性相談センターと児童相談所等の関係機関で構成する婦人保護事業関係機関ネットワーク協議会を県全体及び各圏域に設置し、児童相談所を含めた関係機関との情報共有や連携を図ってまいりました。

更に、今年度からは合同研修会を開催し、事例研究を通じてDVと児童虐待が並存する事案への対応における相互の役割や支援方針の共有など、より一層の連携強化を図る取組を進めてまいります。

次に、大綱三点目、ひきこもりについての御質問のうち、ひきこもり支援コーディネーターの現状と今後の方針についてのお尋ねにお答えいたします。

宮城県ひきこもり地域支援センターには、ひきこもり支援コーディネーターを三名配置しております。

センターでは、コーディネーターを中心にひきこもり相談や居場所支援、家族教室、支援者の人材育成、普及啓発などに取り組んでおり、それらを通じてコーディネーターの専門性の向上を図っております。

今後はひきこもり支援の中心となる市町村への支援を強化するため、ひきこもり支援スタートアップ応援事業等により市町村支援の充実を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

〔教育委員会教育長 伊東昭代君登壇〕

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 大綱一点目、県民を守る警察行政についての御質問のうち、学校の近隣で事件が発生した場合の警察との連携等についてのお尋ねにお答えいたします。

県内で重大事件が発生した場合には、警察署から管轄する学校に対し、また、県警察本部からは県教育委員会に対し連絡が入ることとなっております。

そうした連絡を受け、各学校においては集団での登下校や保護者による送迎をお願いするなど適切な措置を講じているところです。

県教育委員会といたしましては、引き続き県警察本部と十分な連携を図りながら児童生徒が事件などに巻き込まれることなく、子供たちの安全確保を最優先に考えた対応が各学校において取れるよう万全を期してまいります。

次に、大綱二点目、子供たちの安全についての御質問のうち、教員による児童生徒等へのわいせつ行為防止対策についてのお尋ねにお答えいたします。

教員による児童生徒等へのわいせつ行為は、児童生徒等の心身の健全な発達に関する重大な問題であり決して許されるものではありません。県教育委員会では、これまでもその根絶に取り組んでまいりました。

具体的には、教員と児童生徒がSNS等で私的な連絡を行うことを禁止するとともに、個別指導等の場面でも二人きりの密室状態とならないようにすることなどを求める通知を平成二十七年に発出しております。

また、県立学校では、コンプライアンス・マニュアルに基づく担当者による日常的な確認や、チェックシートを用いた全教員による自らの行動の振り返りなどの取組を進めております。このような取組は、各市町村教育委員会にも情報提供しており同様の取組が進められていると伺っております。

県教育委員会といたしましては、引き続きこのような取組を粘り強く進めることで、児童生徒等に対する性暴力の根絶と学校教育に対する県民の信頼の確保に最大限努めてまいります。

次に、国によるヤングケアラーの実態調査の結果の受け止め等についての御質問にお答えいたします。

県立高校の現場からは、幼い弟妹の世話や祖父母の介護などにより学校を欠席しがちになっている生徒たちについての事例を聞いていたところですが、今回の国の公表結果によって多くの児童生徒が家族の世話をしている実態が明らかになったと受け止めております。

また、家族のことを話しにくい、誰に相談するのがいいか分からないと回答した生徒が一定程度いたことから、県教育委員会といたしましては、生徒が抱える個々の事情

に応じて丁寧相談に依る体制の充実を図っていく必要があると認識しております。ヤングケアラーの課題を解決するためには、家庭内の介護負担などに対する福祉的支援が不可欠であると考えられ、学校は支援が必要な児童生徒の早期発見に努めるとともに、市町村の要保護児童対策地域協議会や福祉関係課と連携し子供に寄り添った支援につなげていくことが重要であると考えております。

次に、早急に定時制、通信制高校において現状を把握すべきとの御質問にお答えいたします。

定時制や通信制の高校には、中学校時代に不登校を経験していたり様々な困難を抱えている生徒も多いことから、各高校においては面談等を定期的に行い生徒の状況を丁寧把握し、学習上の課題や心身の健康に問題を抱える生徒の早期発見に努めているところです。

その中で、家族のケアなどにより学校生活に困難が生じている生徒を確認した場合には、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの知見を活用しながら、生徒の個々の状況に応じて市町村の保健福祉機関等につなぐなどの支援に当たっております。

今後、保健福祉部と連携しながら更なる情報収集、実態把握を進めてまいります。

次に、ヤングケアラーの認知度向上に向けた今後の取組についての御質問にお答えいたします。

家族等のケアにより心身が疲弊し学校生活に支障を来す状況を改善する支援につなげていくためには、日頃から児童生徒と接する機会が多い教職員の気づきが重要であると認識しております。

県教育委員会としましては、児童生徒が一人で悩みを抱え込まないよう教育相談体制の充実に努めるとともに、内在する児童生徒の困り事に、より丁寧に対応できるよう教員向けの各種研修会等の機会を捉えてヤングケアラーに関する理解を図るよう努めてまいります。

また、国において、今後、児童生徒を含めた認知度向上に向けた事業を実施すると聞いており、県教育委員会としてもその内容を見ながら取り組んでまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 警察本部長千野啓太郎君。

〔警察本部長 千野啓太郎君登壇〕

○警察本部長（千野啓太郎君） 大綱一点目、県民を守る警察行政についての御質問のうち、交番襲撃事件以降の警察官の安全確保に向けた取組等についてのお尋ねにお答えいたします。

県警察では、平成三十年九月の交番襲撃事件を貴重な教訓として交番・駐在所勤務員の安全確保を図るため、御指摘のありましたとおり、施設内のカウンターや防犯カメラ、催涙スプレー、改良型耐刃防護衣等を新たに整備し、これらハード面の対策は、ほぼ完了したところであります。

このうち、お尋ねの防犯カメラについては、セキュリティ上の支障があるため、その性能等に関する答弁は差し控えさせていただきますが、交番・駐在所の屋内・屋外に複数台を設置しております。

また、ソフト面の対策として具体的事案を想定した対処訓練等を繰り返し実施しているほか、交番・駐在所における複数勤務制度を導入して勤務員の安全確保を図りつつ現場執行力を強化しております。

県警察といたしましては、あのような殉職事案を二度と発生させないよう治安維持の最前線を支える警察官の安全対策に不断に取り組むと同時に、地域住民の安全・安心をしっかりと守っていくため今後もできる限りの措置を講じてまいりたいと考えております。

次に、妨害運転罪創設以降の我が県の対応等についての御質問にお答えいたします。いわゆる、あおり運転については、昨年六月の道路交通法改正により妨害運転罪が創設されて厳罰化されたことを受けて、県警察では、運転免許更新時講習や広報啓発活動等を通じてその周知を図るとともに、被害防止上のドライブレコーダーの有用性等についても県民への広報に努めております。

更に、ヘリコプターとパトカーが連携して空陸一体で高速道路上の警戒・監視に当たるなど妨害運転に対する取締りを強化しており、御指摘のありました逮捕事案を含め現在までに妨害運転罪を三件検挙しています。

お尋ねのあおり運転の一一〇番通報件数については統計がありませんが、あおり運

転につながりかねない車間距離不保持の違反件数は、本年五月末現在で七十六件と前年同期より減少していることなどからも法改正後の取組による抑止効果が認められるものと考えております。

県警察といたしましては、引き続き取締りや広報啓発等の諸対策を推進し妨害運転の抑止に取り組んでまいります。

次に、学校の近隣で事件が発生した場合の教育現場との連携等についての御質問にお答えいたします。

県警察では、被疑者が凶器を持ったまま逃走している可能性があるなど、児童生徒をはじめ地域住民に危険が及ぶおそれが認められる事案を認知したときは、緊急配備等による警戒・検索活動を徹底すると同時に、県警察の情報発信ツールであるみやぎセキユリティメールやマスコミ等を通じて、関係機関・団体はもとより県民に広く注意喚起を行っております。

これに加えて、県内の小中学校など教育関係機関には、夜間・休日を問わず個別に連絡を取って情報共有を図り必要な対策を連携して講じているところでありますが、今後も引き続き、これら関係機関と緊密に連携して通学路等における子供の安全確保に万全を期してまいります。

次に、巧妙化・多様化するサイバー犯罪への対応についての御質問にお答えいたします。

コロナ禍に伴う新しい生活様式の浸透により社会経済活動全般でサイバー空間の利用が急速に拡大している中、御指摘がありましたとおり、新たなサイバー犯罪の発生が国内外で見られております。

県内においても昨年中に受理したサイバー関連の相談件数が過去最多の三千五十四件に達するなど、サイバー空間を介した犯罪の脅威は極めて深刻な情勢にあることから、県警察では、専門的技術を有する捜査員の育成や高度な解析用資機材の導入等によりサイバー犯罪の取締り体制を強化するとともに、防犯教室や各種媒体を通じた広報啓発活動を強化して被害の未然防止を図っております。

とりわけ、県警察や県内の自治体、企業等約百二十の会員で構成する宮城県サイバーセキュリティ協議会においては、その大規模な産学官連携ネットワークを通じて最新

の情報を迅速に共有することにより、巧妙化・多様化するサイバー犯罪に対するセキュリティ向上に県内全体で取り組んでおります。

次に、ダークウェブ等についての御質問にお答えいたします。

御指摘のダークウェブは、特殊なソフトウェアを使用しなければアクセスできないウェブサイトであり、各種犯罪の温床になっているとも指摘されており警察としても以前から高い関心を払っているところであります。

ダークウェブへのアクセスには一定の制限やリスクを伴うため実態把握が容易ではありませんが、県警察では、今年度からダークウェブ等を含むインターネット上の情報収集活動をより効果的に実施するためのサイバーパトロール支援システムを導入して取り強化を図っており、今後、ダークウェブやデーブウェブを含むサイバー犯罪情勢の変化にもより一層迅速・的確に対処してまいりたいと考えております。

次に、登山シーズンに向けた山岳遭難対策についての御質問にお答えいたします。

昨年、県内では前年を大きく上回る二十八件の山岳遭難が発生し、特に五月の山菜取りと十月のキノコ取り等で入山した方の遭難が多発しました。

今年もこれまで昨年と同様に山岳遭難が高水準で発生していることから、県警察では、今後ピークとなる十月に向けて交番・駐在所日より、みやぎセキュリティメール等のほか、防災無線やラジオ放送なども活用して広報啓発に努めてまいります。

具体的には、昨年来の山岳遭難の傾向を踏まえて無理のない登山計画や携帯電話の予備バッテリーの携行、入山前の家族等への連絡などを呼びかけるとともに、特に十月頃は日没が早まって気温の低下も早いため防寒着を含む十分な装備の必要性についても注意喚起を図ってまいります。

また、事案発生に際しては、地元の山岳遭難防止対策協議会や消防などと連携して迅速な捜索救助活動に当たってまいります。そのためにも山岳を管轄する警察署を中心に合同訓練を繰り返し実施して技術の向上を図っており、今後も引き続き関係機関団体との緊密な連携の下、山岳遭難対策に一層努めてまいります。

次に、大綱二点目、子供たちの安全についての御質問のうち、児童相談所への警察官派遣についてのお尋ねにお答えいたします。

県警察では、児童虐待事案への対策強化を図るため平成三十年四月からの県中央児

童相談所への派遣を皮切りに、現在は仙台市児童相談所を含めた県内四児童相談所に五名の現職警察官を派遣しております。

派遣開始から四年目を迎えて県警察と児童相談所の相互理解は一層深まっており、速やかな情報共有とスムーズな連携によって個別事案に対しても児童の安全を最優先として、より迅速な対応が図られてきています。

昨年の児童虐待事件の検挙件数が過去最高の四十件となったことなども含め、派遣を通じた連携の効果が発揮されているものと考えております。

県警察といたしましては、今後も引き続き児童相談所をはじめ関係機関との連携強化に努め、児童の安全を最優先とした的確な対応を図ってまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十二番遠藤隼人君。

○二十二番（遠藤隼人君） それでは、何点か再質問させていただきます。

今、警察本部長、そして村井知事から御答弁いただきました。

最初に、この児童相談所への警察官の配置をさせていただいたことについて、ちょうど四年前になりますが、この一般質問の場で質問させていただきまして、知事から御答弁いただいたことを覚えております。今、御答弁いただいたように、もう既に四年目の運用ということで、知事がおっしゃっていましたが、威圧的な保護者への対応であったりとか、また、本部長がおっしゃっていましたスムーズな連携、そして過去最高の四十件といった虐待に苦しむ子供たちを助けたという事案が増えたということでもあります。

このように、きちんと運用していただきながら知見を蓄えていただいたということに心から感謝申し上げます。こういったやり方と言いますか、これをきちんと運用して、そして実績を上げていくことによつて、ほかの都道府県にもこういったやり方があるということが広まっていったって、そして子供たちをより多く救えるようになることが一番大事だと思っております。この部分において、今聞いた限りではすばらしいと思っておりますが、知事、これから先もこういった形の運用は続けていかれるのか、先にお伺いしたいと思えます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 児童相談所と警察との連携は非常にスムーズにいきまして思っ

た以上の成果が出ていると思います。これからもしっかりと警察のほうと協力しお互い力を合わせて事案を早めに見つけて、そして芽を摘んでいくと、子供の命を守ると、安全を守っていくというところに努力してまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十二番遠藤隼人君。

○二十二番（遠藤隼人君） よろしくお願いいたします。

壇上でも申し上げましたが、先月、一時保護されている子供のお母さんが児童相談所に行つて職員に暴行を加えたという事件もありました。そういった意味では、ますます重要になっていくと思います。この制度をしっかりと確立していけばいいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、ヤングケアラーに関してお伺いさせていただきます。

この数字がはっきりと出ました。これに関して全日制高校四・一％、定時制八・五％、通信制で一・一％ということでありました。壇上でも申し上げたとおりであります。通信制の生徒においては一日七時間以上も家族のケアという部分で時間を取られているということが分かりました。

更に、細かく数字を追っていくと、この通信制の生徒さんたちの中で一二・二％が恐らく、これを理由に当時通っていた全日制の学校を辞めて通信制に移っていると私は読みましたが、本当にこの若者の人生において一番の問題は、表面化しづらいですね。その子供本人は、これが当たり前だと思つて生活しているし、そして家族も申し訳ないと思つているかもしれないがそれが当たり前だと思つていると思います。そういった中において一番大切なのは、今、教育長の御答弁にもありましたがやっぱり早期発見だと思います。面談を定期的に行つていくというお話でありましたが、通信制の学校において明らかに全日制よりも数値が高いので、その部分の調査だけでもと思つてお話し申し上げたのですが、どうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） このヤングケアラーの課題を解決するためには、教育長からも答弁がございましたが、福祉的支援というものが非常に重要だと思ひます。

ただ、その兆候というのはなかなか我々はつかめないわけであります。やはり学校、教育現場で一番それが分かると思ひます。その点については、教育委員会のほうでよく

お考えいただきまして、福祉的側面、こういった支援が必要だということであればしっかりサポートしてまいりたいと思います。

調査すべきかどうかということについては、私ではなく教育長から答弁していただければと思います。

○副議長（外崎浩子君） 教育委員会教育長伊東昭代君。

○教育委員会教育長（伊東昭代君） 今回、国のほうで調査をいたしました。いろいろと抽出ということではありますが、傾向というのが分かってきたと思います。これをどのように地域で実態を把握していくかということについて、今後、検討されることとなると思いますので、先ほどお話ししたとおり、保健福祉部とよく連携しながら進め方を考えてまいりたいと思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十二番遠藤隼人君。

○二十二番（遠藤隼人君） 今のヤングケアラーですが、六割以上の中高生の当事者が誰にも相談したことがないということが実態でありますので、そういった意味において、この啓発と知名度を上げる働きかけを強めていただきたいと思います。そのことを申し上げます、以上とさせていただきます。

ありがとうございました。